明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働七一）　一
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業五二）　二六
〔告示〕
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務二一四）　三三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、税理士登録者、特定計量器型式承認、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四九
会社その他
会社決算公告　五〇

省令

○厚生労働省令第七十一号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十一条第三項、第二十三条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、並びに同法及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。